

郵政民営化法改正案に対する生保労連の見解

本日（3月30日）、郵政民営化法改正案が民主党・自民党・公明党の3党で共同提出されました。

生保労連では、これまで郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であるとの主張を繰り返してきました。

しかし、今般、3党が合意した同法改正案によると、政府の関与(出資)を残したまま、郵便保険会社(以下、かんぽ生命)の業務範囲の拡大を可能とした郵政改革関連法案と比較し、民間生命保険会社に対する一定の配慮はあるものの、「公平・公正な競争条件」の確保が不十分であると言わざるをえません。

まず、「限度額の引き上げ」について、当面行わないとされていますが、国の関与(出資)を残したまま限度額が引き上げられれば、「民業圧迫」を招くことは明らかであることから、完全民営化前の限度額引き上げには断固反対です。

また、「新規業務規制」について、日本郵政株式会社がかんぽ生命の総株式を2分の1以上処分した後に届出制に移行するとされていますが、この点についても「民業圧迫」の観点から断固反対です。仮に全株式処分までに新規業務を行う場合は、現行の郵政民営化法と同様に、「民営化委員会の意見を聴くこと」、および「内閣総理大臣及び総務大臣の認可」を必須とすべきと考えます。

あわせて、ユニバーサルサービスについては、生保労連の25万組合員がお客さまからの要請に応じ、全国各地の職場や家庭を訪問し、対面によるきめ細かい対応を行っています。そのため、日本郵政株式会社および日本郵便株式会社に対して、生命保険についてユニバーサルサービスの提供を法的に義務化する必要はないと考えます。

今後、同法改正案に沿って郵政民営化が行われれば、国の信用力を背景とした事業展開により、公平・公正な競争条件が損なわれ、健全な金融システムの発展を阻害する恐れがあるとともに、民間生命保険会社で働く者の雇用や生活に甚大な影響を及ぼすことは必至です。

同法改正案については、今国会での審議が見込まれていますが、民間会社との「公平・公正な競争条件の確保」を大前提に、くれぐれも「民業圧迫」を招くことのないよう、修正を強く要望いたします。

2012年3月30日
全国生命保険労働組合連合会